

聖籠町部活動ガイドライン(案)

聖籠町教育委員会

1 ガイドライン策定の趣旨

部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、スポーツや文化及び科学等に親しむことにより、学校教育が目指す学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として実施されてきた。しかし、県が実施した「平成29年度新潟県運動部活動実態調査」から、指導する教員の指導日数や時間、競技未経験な顧問の配置及び生徒の成長に合わせた活動時間などの課題が明らかになった。

このような中、国は部活動改革の第一歩として、希望する教職員が指導できる体制を維持しながら、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することを柱に休日の部活動の段階的な地域移行を進めた。

これらの部活動を取り巻く様々な課題に対し、聖籠町教育委員会は令和3年8月に「聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会」を設置し、議論してきた。その結果を踏まえ、聖籠町の中学生の部活動参加について、適切に運営されるよう「聖籠町部活動ガイドライン」を策定する。

2 学校における部活動の位置付け

中学校学習指導要領(平成29年3月)において、学校部活動は以下のように定義されている。学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではないことに留意する。

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。(抜粋)

3 対象となる部活動の定義（位置付け、指導者、保険等）

(1) 学校部活動

学校教育の一環として、学校が設置するスポーツ・文化活動に係る活動と位置付ける。学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する。指導者は学校の教職員、部活動指導員又は外部指導者となる。活動中の事故については、学校で加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付で対応する。

(2) 地域部活動

社会教育(体育)の一環として、総合型地域スポーツクラブNPO法人スポーツネットせいろう（以下、スポーツネットせいろう）加盟の各団体等が実施する中学生を対象としたスポーツ・文化少年団（教室等も含む）での活動と位置付ける。指導者は各団体の指導者となる。活動中の事故については、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の傷害保険で対応する。

4 活動時間及び休養日等の基準

(1) 活動時間

- ・平日は2時間程度とする。
- ・休業日（週休日、祝祭日、長期休業期間等）は3時間程度とする。

上記を基本とし、登下校や健康上の安全、生活リズムの維持等を考慮し、活動時間帯を適切に設定すること。

(2) 休養日

週2日以上（平日1日以上、週休日等1日以上）の休養日を設けるとともに、お盆及び年末年始の期間は休養日とし、年間100日以上、うち、休業日（週休日、祝祭日、長期休業期間等）に50日以上の休養日を設定すること。なお、大会等で休業日（週休日、祝祭日、長期休業期間等）に活動した場合は、活動した日数分を他の日に振り替えること。

(3) その他の留意事項

- ア 定期テスト前の学校部活動停止期間は、原則として活動を行わない。
- イ 学校で法定伝染病等が流行し部活動が停止になった場合は、活動を行わない。
- ウ 気象警報発令時及び環境省の熱中症予防情報で暑さ指数(WBGT)が危険となつた場合は、活動を行わない。
- エ その他安全確保が困難な状況等がある場合は、活動を行わない。
- オ 遠征、合宿については事前に当該校長の承認を得るとともに、宿泊を伴うものについては聖籠町立学校管理運営に関する規則(平成16年教委規則第8号)の規定によりあらかじめ教育委員会に届出をすること。

5 各実施主体及び指導者の責務

(1) 学校

ア 本ガイドラインに基づき、「部活動にかかる活動方針」を作成し、生徒、保護者に周知する。

イ 活動方針に基づいた休養日等を設定した年間活動計画を作成し、活動方針とともに毎年4月末日までに教育委員会へ提出する。

(2) スポーツ協会加盟の各団体及びスポーツ・文化少年団

ア 中学生を対象としたスポーツ・文化少年団活動(教室等を含む)を行うスポーツ・文化協会加盟の各団体は、本ガイドラインに基づいて活動を運営する。その際、学校と連携を密にして、活動時間及び休養日等が本ガイドラインの範囲内となるよう配慮する。

イ 活動を開始するまでに、指導者、参加者ともに保険に加入する。

(3) 大会参加

中学校体育連盟主催の大会については、学校部活動指導者（顧問又は部活動指導員）が引率する。中学校体育連盟主催以外の地域スポーツ活動等の大会については、地域部活動指導者が引率する。この原則によらない場合は、学校及び地域指導者双方が協議をして決定する。

(4) 学校活動指導者と地域部活動指導者の関係

学校側の窓口は部活動主任とする。学校部活動指導者と地域部活動指導者間ににおいて連絡を密にし、地域部活動活動中に生徒指導上の問題等が発生した場合、地域部活動指導者は部活動主任又は学校部活動指導者を通して学校に報告する。そして、校長指導のもと、関係者が連携を取りながら対応する。

(5) 公式大会前の練習

練習時間の延長については、学校部活動指導者と地域部活動指導者とで協議の上、延長時間及び指導内容を校長に報告、承認を得た上で実施する。

6 指導に当たっての留意事項

中学生のスポーツ・文化活動の指導に当たっては、技術的な指導、ルール等にかかる内容は当然のこと、生徒の心と体の健康や望ましい人間関係づくり等、様々な面に留意して指導する。また、学校の教職員が地域部活動の指導者となる場合は、各種法令等に沿って参加する。

(1) 生徒の意欲や主体性の形成

生徒が自ら意欲をもって部活動に取り組めるよう、生徒の良いところを見つけ伸ばしていく指導と不十分な点について生徒自ら振り返ることができるような指導を適切に行うよう努めなければならない。

(2) 良好な人間関係形成やいじめ防止

指導者は、結果や技術の向上だけにこだわるのではなく、生徒のリーダー的な資質能力を育成するとともに、指導者と生徒、上級生と下級生、生徒間における良好な人間関係の形成に努めなければならない。

(3) 効率的・効果的な練習

指導者は、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、科学的な手法を取り入れ、効率的・効果的な練習方法等を検討・導入するよう努めなければならない。

(4) 体罰等の根絶

体罰は、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為は許されない。

(5) 地域部活動参加生徒の下校時の送迎について

原則、保護者が送迎の責任を負うものとする。

(6) 教職員が地域部活動の指導者となる場合について

地方公務員である教職員は服務を監督する教育委員会の許可を得た場合には、営利企業等に従事することが可能である。ただし、教職員の心身の健康を確保するため、法に定める総労働時間を超えることが見込まれる場合は許可を出さない。

7 その他

本ガイドラインに基づいた取組を推進するために、次の事務局業務をネットせいろに委託する。

- (1) スポーツ・文化協会加盟の各団体及びスポーツ・文化少年団等町内のスポーツ・文化団体への本ガイドラインの周知
- (2) 本ガイドラインに基づき実施される中学生を対象とするスポーツ・文化教室等の実施団体との連絡・調整
- (3) 中学生のスポーツ・文化活動に関わる指導者等を対象とした資質向上のための研修会等の開催

附則

このガイドラインは、令和5年4月より実施する。

<参考資料>

「中学校学習指導要領」平成29年3月告示：文部科学省

「新潟県部活動の在り方に係る方針」平成30年5月：新潟県教育委員会

「聖籠町立学校における部活動の活動時間及び休養日の基準について(通知)」平成30年9月：聖籠町教育委員会

「聖籠町立聖籠中学校部活動に係る活動方針」平成31年4月：聖籠町立聖籠中学校